

平成30年

第3回市議会定例会 議案第11号

函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例
の一部改正について

函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例
の一部を改正する条例

函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例（昭和48年函館市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「または第7項および」を「，第2項および第7項ならびに」に改める。

別表第10項中「介護老人保健施設」の後ろに「または介護医療院」を加える。

附 則

この条例は，平成30年10月1日から施行する。ただし，第3条の改正規定は，公布の日から施行する。

（提案理由）

特別業務地区内における介護医療院の建築を制限することとし，および規定を整備するため